

安全運転

ほっとNEWS

2020年3月号

今月のクイズ

平成30年中の自転車乗車中の事故が、自宅からどれくらいの距離で起きたかを年齢層別にみると、20～64歳の大人は自宅から「2km超過」が最も多く約30%を占めました。では、6～12歳の小学生は自宅からどれくらいの距離での事故が多かったか、次の中から選んでください。

- ① 500m以下
 - ② 500m超過～1km以下
 - ③ 1km超過～2km以下
- (答えは裏面)



TOKIO MARINE NICHIDO

子どもと一緒に考えよう！ 自転車に乗るときの交通ルール

小学生にもなると、自転車に乗って遊びや習い事へ行く機会も増え、行動範囲が広がります。しかし、子どもは道路に隠れている危険や、標識の意味をよく理解していないことがあり、急に車道へ飛び出すなどの危ない運転をしがちです。

今月は、小学生と大人が起こした自転車事故の要因を比べ、道路上の危険や交通ルールについて子どもと一緒に考えてみましょう。



小学生は道路上の危険や交通ルールを理解していないため、事故を起こす



平成30年中の自転車側の過失で起きた交通事故件数のうち、6～12歳の小学生が起こした割合は全体の8%を占めています(図1)。

事故の要因を年齢層別に比べると、小学生も20～64歳の大人も安全確認を怠ったことによる「安全不確認」が最も多くを占めています(図2)。そして、小学生は大人より「安全不確認」が約1.3倍、道路標識の意味や走ってよい道などがわかっていないことが理由の「交通環境」が約1.2倍になります。道路上の危険や交通ルールをよく理解していなかったため、事故を起こしている様子が見えます。

一方、大人は小学生より、相手が譲ってくれると思いつむなどの「動静不注視」が約2.5倍になります。そのほか、携帯電話の操作、景色や別の車に気を取られるなどの「前方不注意」、車幅や速度、交通状況の予測を誤る「予測不適」、ブレーキやハンドルなどの操作を誤る「操作不適」も多くなっています。大人は、相手の動きなどを都合よく解釈したり、運転以外のことに気を取られたりして事故を起こすケースが多いようです。

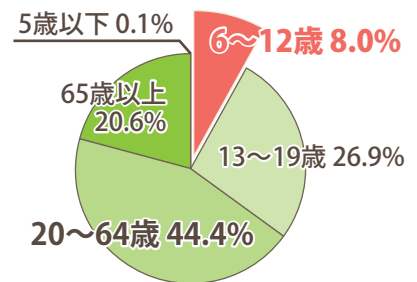


図1：年齢層別交通事故件数の割合 (平成30年中)

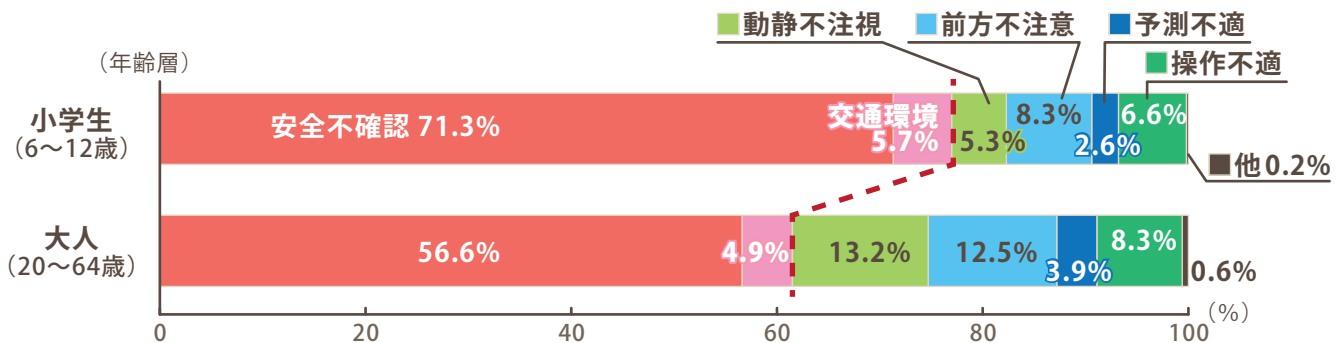


図2：自転車側の過失による人的要因別全事故割合 小学生(6-12歳)と大人(20-64歳)の比較(平成30年中)

図1,2 出典：公益財団法人交通事故総合分析センター 交通事故統計表データ(平成30年中)「人的要因別・性別年齢層別全事故件数(1当)-自転車」より弊社作成

自転車の安全走行に必要な交通ルールとは



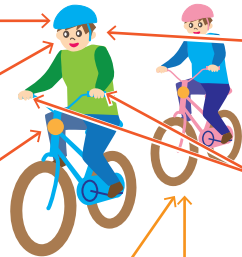
自転車は車両の一種ですが、シートベルトなど身体を守ってくれる装置が無いため、道路を走るときは交通ルールを守らないとけがをする危険性が非常に高い乗り物です。では、自転車の安全走行に必要な交通ルールをみてみましょう。

● 自転車に乗るときは

子どもはヘルメットをかぶりましょう
転倒などから頭を守ります。(道路交通法 第63条の11)

前を向いて運転しましょう
(道路交通法 第70条)
急に車が現れ、衝突する危険性があります。

周囲が暗くなったら、ライトを点けましょう
前方を見やすくします。(道路交通法 第52条)



耳にイヤホンをつけて、音楽を聴いたり通話をしたりすることはやめましょう
(道路交通法 第71条第1項6号)
後ろや周囲から迫る危険は、耳がキャッチしているので、周囲の音を聞き逃さないようにしてはなりません。

両手でハンドルのグリップを握りましょう
片手で運転すると、自転車の動きが不安定になり転倒してしまいます。(道路交通法 第71条第1項6号)

● お友達と一緒にときは

二人乗りはやめましょう
バランスを崩して転倒する危険性があります。(道路交通法 第57条第2項)

一列で走りましょう
お友達の自転車と横に並んで走ってはいけません。他の車や歩行者の安全な進行を妨げてしまいます。(道路交通法 第19条)

● 走ってよい道

歩道と車道の区別がある道路では、自転車は車道の左側を走りましょう
(道路交通法 第17条第4項 第18条)

歩行者専用の標識があるところでは、車道を走りましょう
(道路交通法 第8条)
ただし、13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体が不自由な人は、歩道の道路寄りを走行することができます。(道路交通法 第63条の4、道路交通法施行令第26条)

自転車および歩行者専用の標識があるところは、歩道も走れます
(道路交通法 第63条の4)
ただし、歩道は歩行者優先です。歩行者が多い場合は接触を避けるために自転車から降り、押して歩きましょう。

自転車専用の道路がある場合は、自転車専用道路を走りましょう
(道路交通法 第63条の3)

● 一時停止して安全確認する

一時停止し、安全確認を行ってから自転車を進めましょう
一時停止の標識があり、道路に停止線の標識がある場所は、必ず停止して、左右の安全確認をしてから、自転車を進めましょう。また、標識や道路標識が無くても、見通しが悪い場所の手前では、一時停止と安全確認を行ってから自転車を進めましょう。(道路交通法 第43条)

● 交差点を曲がるとき

右に曲がるときは、2段階右折しましょう
(道路交通法 第34条第3項)
渡ろうとしている道路に対し自転車を直角にして停止すると、左右や周囲の安全確認がしやすくなります。まず、できるだけ左に寄り、安全確認をしてから向こう側までゆっくり進みます(①)。渡った先で自転車の向きを右に変え、再び安全確認を行ってから右折先に進みましょう(②)。

交差点内を斜めに右折してはいけません
(道路交通法 第34条第3項)
後方からくる車と接触事故を起こす危険性があります。

左に曲がるときは、できるだけ道路の左端に寄り、速度を落として曲がりましょう
(道路交通法 第34条第1項)
左折する車に巻き込まれる危険性があります。危ないと感じたら、歩道に上がり避難しましょう。

自転車に乗るときは、自分と周囲の安全を考え、交通ルールを守りましょう。

今月のクイズの答え

① 500m以下 (全体の約50%を占めており、自宅近くでの負傷が多くみられます。2番目が②の500m超過～1km以下で約27%、3番目が③の1km超過～2km以下で約15%でした。)
※公益財団法人交通事故総合分析センター 交通事故統計表データ(平成30年中)「性別 年齢層別・自宅からの距離別(自転車)負傷者数」より

ご用命・ご相談は...



東京海上日動火災保険株式会社
企業営業開発部
〒100-8050 東京都千代田区丸の内 1-2-1
TEL 03-5288-6589 FAX 03-5288-6590
URL <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

担当営業課